資料３の１

横浜市福祉のまちづくり条例改正（素案）について

平成15年に改正ハートビル法が施行され、バリアフリー基準への適合義務化が始まり、本市では、バリアフリー法の規制を強化する形で、建築物移動等円滑化基準を横浜市福祉のまちづくり条例に定め、建築物のバリアフリー化を積極的に進めているところです。

昨今、既存建築物の増築や用途変更により福祉施設へ転用するなど、既存ストックの活用ニーズが高まっており、本市においても、福祉のまちづくり条例を改正し、小規模な福祉施設等の供給を促進したいと考えています。

この度、条例改正（素案）を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

見直しの方針（具体的な改正概要は後述）

１、、既存建築物の用途変更の際に適用される基準を合理化します

既存建築物を増築または用途変更する場合は、新築と同様の基準を一律に適用するのではなく、事前協議により、施設の利用状況に応じたバリアフリー措置について協議を行い、増築や用途変更を行いやすくすることで、既存ストックの有効活用を図ります。一方で、新築する場合は、引き続き現行基準が適用されます。

２、、小規模けんちくぶつへ適用する基準を合理化します。

大規模な建築物と同等の基準を小規模な建築物に当てはめた場合に、けんちくぬし等にとって過度に負担が生じる場合もあることから、小規模な建築物に適用される一部基準を合理化することにより、施設の建築を行いやすくします。

３、、施設特性や既存建築物の実態を踏まえた事前協議を引き続き実施します。

事前協議にあたっては、健康福祉局等の事業所管課と連携し、施設利用者・運営スタッフが円滑に利用できるよう、きめ細かに対応します。

補足

バリアフリー法とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

建築物移動等円滑化基準の整備項目は、政令で規定されている、「建築物特定施設」かっこ、出入口、廊下等、など）、に対して定められています。具体的な整備項目は、政令に基づく建築物移動等円滑化基準と、バリアフリー法に基づき条例規則で追加した建築物移動等円滑化基準で規定しています。バリアフリー法対象建築物は、新築、増築、改築、用途変更をする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させなくてはなりません。また、建築確認において確認審査の対象となります。

横浜市福祉のまちづくり条例とは、平成９年制定。心のやさしさや思いやりを啓発（教育）する取組、かっこ、イコール、ソフト、かっことじ、や、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進める、かっこ、イコール、ハード、かっことじ、など、ソフトとハードが一体となって福祉のまちづくりを推進しています。横浜市福祉のまちづくり条例施行規則では、市が指定する施設について、高齢者・障害者等が安全かつ円滑に施設を利用するために必要なものの構造及び配置を指定施設整備基準として定めています。

事前協議とは、福祉のまちづくり条例に基づき、指定施設の建築を行う場合に、指定施設整備基準について、市と事業者が行う協議のことです。

続いて、具体的な内容についてご説明いたします。

１、、条例の対象規模の見直しについて、かっこ、一部用途の増築、用途変更、かっことじ、

課題　既存のテナントビルの一部や一戸建て住宅を福祉施設(地域作業所、デイサービスなど)に用途変更する場合、便所の改修やエレベーター等のバリアフリー対応が困難なため、計画を断念せざるを得ない状況が生じています。

改正案、、増築又は用途変更を行う場合、対象規模を見直すものに記載した用途については延べ床面積が200㎡以上の既存建築物に限り、適用することとします。なお、200㎡未満の増築・用途変更の場合も含めて、引き続き事前協議を活用し、必要なバリアフリー化についてきめ細かな対応を行うことで、施設特性を踏まえた小規模な福祉施設等の供給を促進します。

図、、基準に適合させることが困難な事例、

テナントビルの１室にあった120平方メートルの事務室を障碍者さぎょうしょへ用途変更した場合

同じ階にある便所は、建築物の柱や梁の位置が決まっている中で、基準に合った大きいトイレやエレベーターを設置することが困難となるケースがあります。

また、便所、エレベーターともに、共用部であるため、テナント単独で用途変更に合わせた改修が困難

対象規模を見直すもの

１、、老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

２、、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

３、、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

４、、しゅうかいじょう、かっこ、一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂

５、、博物館、美術館、又は図書館

２、、基準見直し、かっこいち、　既存建築物部分にある便所への遡及について　、かっこ、増築、用途変更、かっことじ、

課題、現行基準では、敷地内で小規模な増築を行う場合においては、既存部分も含めたすべ

ての便所の改修が必要となりますが、全ての既存便所を改修することが困難な場合、増築等を断念せざるを得ない状況が生じています。

改正案　小規模な増築又は用途変更を行う場合であって、敷地内で１以上の車いす使用者用べんぼう及びオストメイト用設備等（、以下、車いすべんぼう等という、）を設けた場合は、その他の既存便所に対してはバリアフリー化の改修を義務付けないこととします。また、増築又は用途変更に係る部分の床面積が500平方メートル未満でかつ利用居室がない場合は、車いすべんぼう等の設置を義務付けないこととします。　なお、引き続き事前協議を活用し、車いすべんぼう等の設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を可能とします。

図

改正前

既存の３階建ての建築物の各階に便所があります。

１階に増築を行うと各階の便所をバリアフリー基準に適合するよう改修し、そのうち一つを車いす使用者用べんぼうに改修する必要があります。

図では、２階と3階の便所がバリアフリー基準に適合するよう改修され、１階が車いす使用者用べんぼうに改修されます。

改正後

敷地内に１以上の車いす使用者用べんぼうを設ける場合、各階の便所は、バリアフリー基準に適合するように改修しなくてもよくなります。

図では、１階の便所のみ車いす使用者用べんぼうに改修されています。

また増築する部分または用途変更する部分が500平方メートル未満で、かつ、利用居室がない場合は、車いす使用者用べんぼうの設置も義務付けません。

基準見直し、かっこに、小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用べんぼうまでの移動等円滑化経路について、かっこ、新築、増築、用途変更、かっことじ、

課題、　２階建てなどの比較的規模が小さい建築物で利用居室が２階にある場合、スペースが限られている中で、エレベーターの設置や各階ごとに車いす使用者用べんぼうを設置することが困難な場合があります。

改正案、新築、増築、用途変更にかかる部分の床面積が500平方メートル未満の小規模な建築物については、バリアフリー法の基準と同様に、建築物の利用状況などによりやむをえない場合に限り、図「改正後」のような計画を可能とします。

なお、引き続き事前協議を活用し、エレベーターの設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を可能とします。

改正前、利用居室が２階にあるときに、エレベーター設置する場合、

図、２階建ての福祉施設で１階に福祉施設と車いす使用者用べんぼう、２階にも福祉施設があり、エレベーターと階段が設置されている建物の図。

道等から１階の利用居室と２階の利用教室への経路がエレベーターによって基準を満たした移動等円滑化経路となり、２階の利用居室から１階の車いす使用者用べんぼうまでの経路も同じくエレベーターによって基準を満たした移動等円滑化経路となります。

または、各階に車いす使用者用べんぼうを設置

図、２階建ての福祉施設で１階に福祉施設と車いす使用者用べんぼう、２階にも福祉施設と車いす使用者用べんぼうがあり、１階と２階を繋ぐ階段が設置されている建物の図。

道等から福祉施設と１階の車いす使用者用べんぼうへの経路が基準を満たした移動等円滑化経路となります。また、２階に車いす使用者用べんぼうを設置することで、２階の福祉施設からの経路も基準を満たした移動等円滑化経路となります。１階の福祉施設から２階の福祉施設へは、階段を使用します

改正後、　500平方メートル未満の場合、バリアフリー法と同様の基準とします。

上下階の移動が２層、かっこ、２階建てなど）の場合に限る。

図　２階建ての福祉施設で、１階に福祉施設と車いす使用者用べんぼう、２階には福祉施設があり、１階と２階を繋ぐ階段が設置されている建物の図

道等から福祉施設と１階の車いす使用者用べんぼうへの経路が基準を満たした移動等円滑化経路となります。１階から２階への経路、２階の福祉施設から１階への車いす使用者用べんぼうへの経路は、階段を使用します。

応急仮設建築物などの基準の適用について

課題、現行条例では、応急仮設建築物等についても、基準への適合や条例の事前協議が必要ですが、応急仮設建築物などは、極めて迅速な設置が求められるため、十分な協議時間が確保できないという課題があります。

改正案　応急仮設建築物等については、基準への適合や条例の事前協議を義務付けず、応急仮設建築物等の所有などに対し、適合状況について報告を求め、使いやすい施設となるように、段階的にバリアフリー化を誘導します。

検討スケジュール（予定）

令和３年度　福祉のまちづくり推進会議、パブリックコメント（意見募集）

令和４年度　条例改正、施行

条例の対象となる建築物

事前協議対象がすべての建築物かつ移動等円滑化基準対象がすべての建築物、今回の対象規模の見直し対象となるもの、かっこ、２００平方メートル未満の増築・用途変更に限る、、

老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

病院または診療所(患者の収容施設があるものに限る。)

しゅうかいじょう、かっこ、一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)または公会堂

博物館、美術館または図書館

事前協議対象がすべての建築物かつ移動等円滑化基準対象がすべての建築物

ほけんじょ、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

車両の停車場または船舶若しくわ航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合のように供するもの

公衆便所（地方公共団体が設置するものに限る）

事前協議対象がすべての建築物かつ移動等円滑化基準対象が300平方メートル以上の建築物

しんりょうじょ（患者の収容施設がないものに限る。）

事前協議対象が300平方メートル以上の建築物かつ移動等円滑化基準対象が300平方メートル以上の建築物

劇場、観覧場、映画館または演芸場、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、遊技場、飲食店、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

事前協議対象がすべての建築物かつ移動等円滑化基準対象が1,000平方メートル以上の建築物

学校、集会場（すべての集会室の床面積が00平方メートル以下のものに限る。）

事前協議対象が1,000平方メートル以上の建築物かつ移動等円滑化基準対象が1,000平方メートル以上の建築物

てんじじょう、ホテル又は旅館、体育館、すいえいじょう、ボーリング場その他これらに類する運動施設、公衆浴場、自動車のていりゅう又は駐車のための施設、かっこ、一般公共のようにきょうされるものに限る。）

具体的な施設用途の名称（例）

老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの、

母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、短期入所施設、デイサービス、小規模多機能型居宅介護など

老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

放課後デイサービス、地域子育て支援拠点、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、学童保育施設、発達障害者支援センターなど

また、以前の条例改正から一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなってきたため、併せて規則やマニュアルの改正も考えています。

続いて、規則改正の案についてご説明します。

規則改正の内容については、項目に沿って概要をお話しします。

敷地内通路の項目についてです。車いす使用者や、つえ使用者などの通行に支障のない仕上げとすることを明確化します。また、手すり端部の高さ基準や手すり形状についての基準を明確化します。

駐車場の項目では、機械式駐車場の基準の追加をします。

廊下とうの項目についてです。敷地内通路の項目と同様に、車いす使用者や、つえ使用者などの通行に支障のない仕上げとすることを明確化します。また、ほかの法律で乳幼児の出入りが制限されている用途では乳幼児設備の設置を求めないこととします。

階段の項目についてです。エレベーターを設置した場合、一部基準を緩和することを明確化します。

エレベーターの項目についてです。エレベーターを増築する場合についても、視覚障害者用の設備基準を適用させます。また、エレベーターの幅について、そのエレベーターを利用可能な面積に応じた基準とします。

トイレの項目についてです。一般トイレの出入口が直接廊下などに面する場合は、トイレの出入口幅の規定の対象外とします。また、保育所等に設置する乳幼児用トイレについては乳幼児に合わせて運用が可能となるよう、洗面台の大きさなどの規定を除外します。そのほか、車いす使用者用トイレ以外のトイレが１つしかない場合に、男子用小便器のみの設置を可能とします。

ホテル又は旅館の客室の項目について、車いす使用者客室内のトイレの基準を明確化します。

客席、舞台の項目について、客席から舞台までの経路についての基準を明確化します。

共同住宅の基準についても、ここまででおはなしした内容を反映させるほか、エレベーターのかごの幅の基準を明確化します。

また、事務所や工場、学習塾などにおいても、エレベーターのかごの幅を明確化し、かごのおくゆきの寸法の緩和を廃止します。

表示板の交付基準については、基準を一本化し、適用基準を明確化します。

そのほか次の13項目については、より分かりやすくなるようマニュアルの図や説明文などを更新します。

移動等円滑化経路、出入口、傾斜路、浴室とう、標識、案内設備、案内設備までの経路、視覚設備、聴覚設備、誘導設備、付帯設備、乳幼児用設備、誘導用ブロック